化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和 48 年法律第 117 号)第 41 条第 1 項に規定されている「有害性情報の報告に関する省令」の改正について

平 成 29 年 12 月 18 日 厚生労働省医薬·生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室 経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室 環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

1. 概要

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号。以下「法」という。)に基づく新規化学物質の審査においては、原則として、「新規化学物質等に係る試験の方法について」(平成23年3月31日薬食発0331第7号、平成23·03·29製局第5号、環保企発第110331009号。以下、「通知」という。)に規定されている試験方法の試験結果から審査を行っている。先般、OECDテストガイドラインが改訂され、新たに化学物質の蓄積性を評価する試験方法が導入されたため、通知にも追加される予定である。

これに伴い、法第41条第1項の規定に基づく有害性情報の報告に関する省令(平成16年厚生労働省・経済産業省・環境省令第2号。以下「省令」又は「令」という。)第1条第1項第2号に規定している「生物の体内に蓄積されやすいものであること」に該当する項目を改正し、報告対象の追加を予定している。

2. 改正の内容

(1) 蓄積性審査の試験方法について

法第3条第1項の規定に基づく新規化学物質の蓄積性審査は、原則として、通知に規定されている、① 魚介類の体内における化学物質の濃縮度試験又は②1-オクタノールと水との間の分配係数測定試験に 基づき評価を行っている。

(2) 有害性情報の報告について

法第 41 条では、化学物質の製造・輸入事業者が、その製造・輸入した化学物質に関して、分解性・蓄積性・毒性等の一定の有害性を示す知見を得たときには、国へ報告することを義務付けている。

具体的に報告すべき性状を有する知見については、省令に委任をしており、同令では、上記①又は②の 試験法の結果得られる性状を定めている(令第1条第1項第2号)。

(3) 今般の改正

今後、通知を改め、上記試験法①の濃縮度試験に新たに餌料投与法が導入される見込みである(平成30年4月の予定)。

これに伴い、新たに導入される餌料投与法の試験結果についても、有害性報告の対象とするため、今回 改正を行う(令第1条第1項第2号)。

3. 今後のスケジュール(予定)

公布: 平成 30 年 2 月頃 施行: 平成 30 年 4 月 1 日